

令和 6 年度報酬改定に関する Q & A Vol 5

(施設入所支援、生活介護、自立訓練)

(令和 7 年 10 月 14 日時点)

1 届出有無の考え方

問 1

食事提供体制加算等、令和 6 年度の報酬改定において、算定要件が変わった加算の届出有無を教えてください。

(答)

届出が必要な加算と届出が不要の加算があります。以下に届出不要の加算の例をお示しするとともに、問 2 以下において各加算の変更届提出の必要性について説明いたしますのでご参照ください。

なお、届出が不要となる加算については、算定要件を再度確認し、引き続き同様の加算を取得する場合は届出不要です。万が一、要件を満たせなくなる事業所におかれましては「加算 有→無」の届出が必要になりますのでご留意ください。

【届出不要加算の具体例】

食事提供体制加算、リハビリテーション加算、福祉専門職員等配置加算等。

※処遇改善加算に係るお問い合わせは東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）までご確認ください。（03-5320-4230）

問 2

常勤看護職員等配置加算（生活介護）について、要件に応じ「Ⅰ型」～「Ⅲ型」で単位数を算定する方式から、常勤換算方法で算出した看護職員の数を所定単位数に乗じて算定する方式へと令和 6 年度以降変更となったが、届出は必要か。

(答)

引き続き当該加算を算定する場合や新たに加算を算定する場合は、変更届出書の提出が必要となります。

問 3

生活介護、施設入所支援の基本報酬に係る定員区分について、令和 6 年度から 10 名ごとに設定されたが、変更届の提出は必要か。

(答)

変更届の提出は不要です。現状届出されている定員数に基づき定員区分を自動的に変更させていただきますので、請求時にお間違いないよう留意ください。また、万が一届け出ている定員数に変更がある場合は、加算に係る変更届の提出期限までに定員変更の届出を提出してください。

問4

人員配置体制加算（生活介護）について、新たに「Ⅰ型」が新設されたことにより、これまでの「Ⅰ型」は「Ⅱ型」に、「Ⅱ型」は「Ⅲ型」に、「Ⅲ型」は「Ⅳ型」に…と一つずつ型が変わったが、届出は必要か。

(答)

システム上、自動で「Ⅰ型→Ⅱ型」に、「Ⅱ型→Ⅲ型」に、「Ⅲ型→Ⅳ型」に切り替わります。ただし、新設の「Ⅰ型」を算定する場合や新たに加算を算定する場合のみ届出書の提出が必要になりますので留意ください。

問5

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（全サービス）について、届出有無の考え方を教えてほしい。

(答)

令和5年度までの加算要件が報酬改定後の「Ⅱ型」の要件と一致することから、現在加算を算定している事業所は、システム上自動的に「Ⅱ型」に切り替わるため、「Ⅱ型」の請求を行う場合は届出不要です。ただし、新設の「Ⅰ型」を算定する場合や新たに加算を算定する場合のみ届出書の提出が必要になりますので留意ください。

問6

重度障害者支援加算（生活介護、施設入所支援）について、届出有無の考え方を教えてほしい。

(答)

現行の当該加算「Ⅱ型」を算定している事業所は、システム上自動的に「Ⅱ・Ⅲ型」に切り替わりますので届出は不要です。また、すでに「Ⅰ型」を算定しており、今後も「Ⅰ型」を算定する場合も届出は不要です。新たに加算を算定する場合や加算をとらなくなる場合のみ届出書の提出が必要になりますので留意ください。

問7

通院支援加算（施設入所支援）について、届出有無を教えてほしい。

(答)

厚生労働省報酬告示において都道府県への届出加算である旨が明記されました。新たに加算を算定する場合のみ届出書の提出が必要です。

問 8 喀痰吸引等実施加算について、新規加算として申請したいが、「基本報酬・加算等にかかる添付書類一覧」「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」には、記載箇所が見当たらない。加算の届出は不要か。

(答)

東京都への届出不要の加算となりますので、加算の申請をする場合は国保連を通じて区市町村に請求していただくよう、お願いします。

なお、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者に関する届出が必要であることに留意してください。

【ご参考】

担当：公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室（たん吸引担当）

H P：<https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/touroku/>

（ 福祉専門職員配置等加算 ）

問 9

生活介護において福祉専門職員配置等加算の「Ⅰ型」または「Ⅱ型」と、「Ⅲ型」の併給が可能となったが、既に「Ⅰ型（Ⅱ型）」を算定しており、新たに「Ⅲ型」も算定したい場合、届出は必要か。また、本加算に関して要件の計算方法に変更はあるか。

(答)

変更届の提出が必要です。なお、計算方法に変更はありません。

2 報酬以外に関する事項

（ 共通の届出様式 ）

問 1 0

第 2 号様式「変更届出書」及び様式第 5 号「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に「印」がなくなったが、捺印は不要ということか。

(答)

お見込のとおりです。

（ 生活介護計画 ）

問 1 1

生活介護計画とは個別支援計画とは異なるものか。

(答)

同義です。

（ 生活介護の運営基準 ）

問 1 2

基本報酬区分の見直しで、利用定員ごとの基本報酬を 10 人ごとに設定するとあるが、現在、20 名定員の事業所を 10 名定員にする事は可能か。

（答）

最低の利用定員に関する基準に変更はなく、原則として生活介護事業所の定員は「20 名以上」と定められているため、主として重症心身障害児者を対象とした事業所以外は不可となります。

（ 生活介護の運営基準 ）

問 1 3 - 1

従業員の配置数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出について、「サービス提供時間が 5 時間以上 7 時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1 人ではなく 0.75 人として計算」と書かれているが、利用時間により平均利用者数を減じるこの計算方法は、定員超過減算や面積基準等の管理においても同様か。また、平均利用者数が上記の利用時間により減じられるため、定員を引き下げることが可能か。（例えば、従来の方で計算した平均利用者数は約 21 名、定員が 25 名、新しい計算法で計算した平均利用者数は約 16 人となる場合、運営状況を維持したまま定員を現状の 25 名から 20 名へと引き下げることが可能か）

問 1 3 - 2

従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する（5 時間以上 7 時間未満の利用者は、1 日 0.75 人として計算し、5 時間未満の利用者は 1 日 0.5 人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）ということだが、定員数の算出についても同様の扱いになるか。

（答）

~~問 1 3 - 1 について~~

~~利用時間により平均利用者数を減じる考え方については、定員超過については同様であるため、設問の事例の場合、定員区分を引き下げることが可能となります。ただし、訓練作業室の面積基準は実定員数によって算出します。~~

~~問 1 3 - 2 について~~

~~あくまでも平均利用者数を算出するための計算方法です。定員数につきましては、従前通りの考え方になります。~~

（2025 年 10 月 14 日訂正）

問 1 3 - 1 について

定員超過減算や面積基準等の管理に関しては従前どおりの取扱いとなります。具体的には、定員超過減算は利用した実人数により、面積基準は実定員数により計算します。よって、事例の場合は定員超過の状態となるため、定員数を引き下げることができません。

問 1 3 - 2 について

前述のとおり、定員数は「利用した実人数」により考えます。

2 報酬に関する事項

（ 生活介護の基本報酬 ）

問 1 4

生活介護の基本報酬は、利用者ごとに所要時間（標準的なサービス提供時間）に応じて決定されるようだが、障害者支援施設で提供される生活介護（常時介護が必要なため利用時間＝営業時間となる）の場合はどう考えればいいか。8 時間以上利用の場合の延長支援加算は取れないとのことだが、例えば生活介護の営業時間を 10：00～17：00 とし、7 時間以上 8 時間未満までは一律に算定して差し支えないという解釈でいいのか。

（答）

各利用者の個別支援計画に標準的なサービス提供時間として位置づけられている時間により、一律に算定可能となります。

（ 生活介護の基本報酬 ）

問 1 5

所要時間における留意点として「…当該利用者の居住する地域にない場合等であって」という記載があるが、この「等」とは、どのような意味か。

（答）

「利用者の居住する地域にない場合等」が、具体的にどのような場合を指すのか、現在国に確認中です。

（5 月 8 日追記）

「等」について、具体的な想定はしておらず、送迎に要する時間が往復 3 時間以上となる場合は、たとえ事業所居住地と事業所所在地が同じ区市町村内であっても標準的な時間に 1 時間を加えることが可能です。

（ 生活介護の基本報酬 ）

問 1 6

ご家族の送迎による自主通所の利用者で、ご家族のお迎えがこちらの設定している標準的な時間よりも遅くなる場合、実際に帰られる時間までをサービス提供時間として算定することは可能か。また、逆に朝早く来られる利用者の方について、実際に通所された時間をサービス提供時間として算定することは可能か。

（答）

算定可能です。実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えありません。

（ 生活介護の基本報酬 ）

問 1 7

生活介護計画における標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、どのように記載するのか。

（答）

標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、例えば、以下のように、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載してください。

（イメージ）

・ サービス提供時間	4 時間
・ 送迎に係る配慮	1 時間
・ 障害特性に係る配慮	3 0 分
・ 送迎時の移乗等	3 0 分

合計のサービス提供時間 6 時間

なお、「送迎に係る配慮」に関し、報酬改定説明会動画では「片道 1 時間を超えた時間を加える」と伝えましたが、取扱が以下のとおり変更されました。

（変更後）

「利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復 3 時間以上となる場合は、1 時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。」

（ 生活介護の基本報酬 ）

問 1 8

所要時間に基づいた報酬となるが、日によっての所要時間が変わる場合の利用者は、その日により単位数が異なるという解釈で良いか。また、送迎時間が往復 3 時間を超える場合や介助にかかる時間を所要時間として計算可能ということであったが、曜日ごとに利用者の人数やルートが異なる場合にはその曜日ごとに利用時間、単位数が変わる可能性があるということが良いか。

（答）

単位数の算定は所要時間（個別支援計画の標準的なサービス提供時間）によるため、日毎に異なる所要時間が個別支援計画に記載されている場合は日毎に単位数が異なることになります。

（ 生活介護の基本報酬 ）

問 1 9

障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が 6 時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービ

ス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができるとある。この場合、他のサービスと重なる利用者も想定されるがエラーにならないのか。

例)標準的なサービス提供時間は10-16時、障害特性のため10-15時(障害が重いため事前準備や他機関への申し送りあり)ヘルパー15時より開始する場合。

(答)

他サービスとの重複については国に確認中です。

(5月8日追記)

「やむを得ない理由」による2時間以内の時間追加は、あくまで「配慮時間」なので問題となりません。実績記録表に開始時間と終了時間を記載する欄があり、開始時間に通所時間を、終了時間に事業所退所時間を記載することとなりますが(以下、「事業所受入時間」、事業所受入時間外であれば報酬の2重取りにはなりません。

(生活介護の基本報酬)

問20

「当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。」とあるが、定期通院をされる方、リハビリを受けるために、遅刻、早退をされる方についてはどのようなになるか。

(答)

留意事項通知の記載は「当日のやむを得ない事情」であることから、定期的で予測のつくもの(上記でいう定期通院など)については、所要時間から除外すべきであると考えますが、現在国に確認中です。

(5月8日追記)

定期通院やリハビリによって所要時間が標準的な時間を下回る場合であっても、個別支援計画に定める標準的な時間で請求して構いません。例えば、標準的な時間が1日6時間で、週2回定期通院のために所要時間が3時間となる場合でも6時間で請求して問題ありません。ただし、運営規程で土日の開所日が平日の開所時間よりも短い場合や利用者家族の都合で毎週金曜日は早く迎えに来て午前みの利用になることが個別支援計画の期間中決まっている場合などは、個別支援計画の標準的な時間に反映させる必要があります。

(生活介護の基本報酬)

問21-1

前年度平均利用者数の算出について、当事業所では「所要時間5時間以上6時間未満」の生活介護事業に36名、「所要時間7時間以上8時間未満」の生活介護事業に30名在籍しています。この場合

の具体的な計算方法如何。

問 2 1 - 2

『利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合、送迎が片道 1 時間を超えた場合、超えた部分を標準的な時間として加える』のは、23 区内でも適用されるのか。

(答)

問 2 1 - 1 について

ご質問のケースですと、「所要時間 5 時間以上 6 時間未満」の 36 名の平均利用者数に 3/4 をかけた数値 (27 名) と、「所要時間 7 時間以上 8 時間未満」の 30 名の平均利用者数の合計の利用者延べ数を開所日数で除して得た数となります。

問 2 1 - 2 について

送迎に要する時間が往復 3 時間以上となる場合は、23 区内も適用されます。

(人員配置体制加算)

問 2 2

「従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する」(利用時間が短い場合、利用者数が少なく算出される)とされているが、令和 6 年度の人員配置体制加算算定のために令和 5 年度の平均利用者数を算出する際も同様の考え方が適用されるのか。

(答)

お見込のとおりです。

(人員配置体制加算)

問 2 3

前年度の平均ご利用者数の計算方法が変更となり、サービス提供時間が 5 時間以上 7 時間未満の利用者は 0.75 人、5 時間未満の利用者は、0.5 人と計算すると記載があるが、人員配置体制加算の従業者の員数の計算の考え方にも適用されるのか。

(答)

お見込のとおりです。

(人員配置体制加算)

問 2 4

人員配置体制加算について、1.5:1~2.5:1 などの前年度利用者数に対する配置人数の基準は示されているが、これまであった平均障害支援区分などの要件が何ら示されていない。配置人数のみ満たしていれば算定できるということか。

(答)

改定後の人員配置体制加算Ⅰ型及びⅡ型の算定要件は、障害支援区分5若しくは6に該当する者又はこれに準ずるものが利用者の100分の60以上、Ⅲ型は100分の50以上となります。なお、Ⅳ型は区分要件がありません。

(常勤看護職員等配置加算)

問25

常勤看護職員等配置加算について、「常勤換算方法で1以上の配置」ということは、常勤専従1名(1.0)+週3日の非常勤(0.6)=1.6の場合の単位数の計算方法如何。

(答)

所定単位数に常勤換算方法で算出した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算することとします。なお、常勤換算員数の小数点以下は切り捨てるものとします。

よって、本ケースで言う「所定単位数×1.0」となります。

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ))

問26

重度障害者支援加算の中核的人材養成研修修了者について、中核的人材養成研修の実施予定について確認したい。

(答)

中核的人材養成研修については、告示上、「強度行動障害を有する障害者等の特性の理解に基づき、障害福祉サービス事業を行う事業所又は障害者支援施設における環境調整、コミュニケーションの支援並びに当該障害者等への支援に従事する者に対する適切な助言及び指導を行うための知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、別表に定める内容以上のもの」としており、研修の質を確保する観点から令和9年3月31日までの間は、のぞみの園が設置する施設が行う研修その他これに準ずるものとして厚生労働大臣が認める研修に限られています。令和9年4月以降の研修の実施方法等については、現在の研修の実施状況等を踏まえ引き続き検討し、令和8年度末までに改めて示される予定です。(厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2 (令和6年4月5日)」問11参照)

(重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ))

問27

加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間に算定される初期加算の取扱いについて、令和6年4月以前に加算の算定をしていた利用者については、どのように取り扱うのか。

(答)

令和6年4月以前に、加算の算定を開始した日から起算して180日を経過していない場合は、(180日ー加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの日数)の期間について、改定後の重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)における初期加算を算定することとなります。

また、当該初期加算については、強度行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、例えば、令和6年4月以前に改定前の重度障害者支援加算（Ⅱ）（区分4以上かつ行動関連項目10点以上）を算定して180日を経過していた区分6の者が、令和6年4月以降に改定後の重度障害者支援加算（Ⅱ）（区分6以上かつ行動関連項目10点以上）を算定する場合は、初期加算の算定はできません。（厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2（令和6年4月5日）」問3参照）

（入浴支援加算）

問28

入浴支援加算（生活介護）の加算対象者は、具体的にどのような利用者であるのか。

（答）

医療的ケアを必要とする者、重症心身障害者が対象となります。

（食事提供体制加算）

問29

食事提供体制加算の要件として、新しく利用者ごとの摂取量の記録とあるが、どの程度詳細に記録しておけばよいのか。また、摂取量記録の書式などがあるのであれば参考にしたい。

（答）

特に書式の定めはないため、摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1／2」、「全体の○割」などといったように記載し、提供した日については必ず記録するようにしてください。

（個別計画訓練支援加算）

問30

自立訓練（生活訓練）の個別計画訓練支援加算について、区分が1つの区分からⅠとⅡに改定されたが、様式は加算ⅠとⅡで共通の様式か。

（答）

お見込みのとおり共通の様式となります。また、報酬改定前から個別計画訓練支援加算の届出を提出している事業所においては届出不要です。なお、加算Ⅰは加算Ⅱの要件に加え、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表している利用者について算定することが可能です。

なお、公表の方法等については現在国に確認中です。Ⅰ型を算定する場合は、HP等何らかの形で公表を行ったうえで届出をしてください。

（令和6年10月24日追記）

公表方法については、法人HPや広報誌など多くの方が閲覧できるものが望ましいです。また、支援プログラムに関する詳細については、以下URL（厚生労働省HP）から「令和4年度障害者総合福

祉推進事業 実施事業一覧」の「24 自立訓練事業における標準的な支援プログラム及び評価指標の活用についての調査研究（PwC コンサルティング合同会社）」を参照してください。

▼URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00016.html

(以下、令和6年5月8日追記)

(生活介護の基本報酬)

問3 1

生活介護の基本報酬が時間に応じた報酬額に変更になったが、同一日に複数の生活介護の請求をすることは可能か。例えば、9-12 時で A 事業所、13-17 時で B 事業所を利用した場合、両事業所で請求ができるか。

(答)

たとえ短時間だけの利用であっても、「1 日単位の報酬」となるため請求できません。

(生活介護の基本報酬)

問3 2

個別支援計画に定める標準的な時間が「7 時間」のとき、「所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合」と「所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合」のどちらの区分で請求すればよいか。

(答)

「7 時間」は「7 時間以上」に該当するため、「所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合」で請求してください。また、他の時間区分でも同様の考え方となります。

(生活介護の基本報酬)

問3 3

送迎に往復 3 時間以上かかる場合は 1 時間を「標準的な時間」に加えてよいとあるが、複数人を同乗させてルートで送迎する場合も 3 時間以上であれば乗車する全員に関して送迎時間を含めて構わないか。また、車庫から出発する場合、車庫出発から事業所到着までの時間で計算してよいか。

(答)

利用者ごとの距離などを考慮する必要はなく、乗車する全員に関して送迎時間を含めて構いません。また、車庫から出発する場合は車庫出発時間で計算してください。

(喀痰吸引等実施加算)

問3 4

喀痰吸引等実施加算について、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」を修了した生活支援員等以外に、看護師が喀痰吸引等（吸引や経管栄養）を実施した場合においても、加算の対象として差し支えないか。

(答)

看護師の配置は常勤看護職員等配置加算などで評価しているため、看護師が実施する場合は対象なりません。登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者である介護職員等が実施した場合のみ対象となります。また、実施内容は「社会福祉士及び介護福祉士法」に定められた「喀痰吸引等」であればよく、胃ろうや腸ろうなどのみ行う場合でも算定可能となります。

(以下、令和 6 年 10 月 24 日追記)

(入浴支援加算)

問 3 5

国報酬告示 6 の 13 の 3 に「他の事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とする。」とあるが、施設の占有規定との関係如何。

(答)

都内の指定障害福祉サービス事業所（八王子市及び児相設置区が指定するサービスを除く）において、サービスに支障がない範囲で他の生活介護事業所等の利用者に入浴施設を利用させることを可能とします。

なお、運用に当たっては、東京都から発出している 6 福祉障施第 1686 号「生活介護事業所等における入浴支援加算の取扱いについて（令和 6 年 10 月 9 日）」を参照してください。

▼通知格納先 URL

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-016>

(生活介護報酬での定員規模の考え方)

問 3 6

令和 6 年度報酬改定で、生活介護において重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬が設定（多機能型等定員区分① 5 人以下、② 6 人以上 10 人以下、③ 11 人以上 20 人以下）された。生活介護は、単独指定の事業所で定員が 20 名未満である場合がいくつか想定されるが、その場合の介護給付費の請求方法如何。

- (1) 重症心身障害者のみを対象とする 5 名定員の児童発達支援または放課後等デイサービスとの多機能型生活介護事業所の場合
- (2) 入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設で行う 10 名定員の生活介護事業所の場合

(答)

10 名以下の新設区分は「重心多機能型」のみが使用できるため、その他の 10 名以下定員の場合は「20 人以下」の区分となります。

(1)の場合、国保連請求システム上は定員規模を「20 人以下」、多機能型等定員区分に「5 人以下」と設定してください。

(2)の場合、新設された区分は重症心身障害児者対応施設への配慮が目的であるため「6 人以上 10 人以下」の区分は適用できず、定員規模「20 人以下」の区分となります。

（ 延長支援加算と所要時間の関係 ）

問 3 7

改正された延長支援加算についても「所要時間」という考え方があり、「『所要時間』は、生活介護計画に定める時間ではなく、実際にサービス提供を行った時間であり、原則として、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。』と記載があり、「生活介護サービス費の『所要時間』とは内容が異なる。例えば重心通所生活介護の利用者で、個別支援計画上の所要時間が「5.5 時間＋障害特性により 2 時間＝7.5 時間」で通常の退所時間から 1.5 時間延長して受け入れた場合、9 時間として延長支援加算を算定可能なのか。それとも 5.5 時間＋1.5 時間＝7 時間となり、算定不可になるのか。

（答）

例示の場合、延長支援加算は算定できません。延長支援加算の所要時間は「実際の利用者受入時間」で考えていただく必要があります。

（ 重度障害者支援加算の初期加算 ）

問 3 8

生活介護及び施設入所支援の「重度障害者支援加算（Ⅱ・Ⅲ）」における「当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内は 500 単位を加算（以下、「初期加算」という。）」の起算日は、「入所初期段階」なのか「加算の算定を開始した日」のどちらか。

（答）

初期加算は入所の初期段階において、環境の変化等に適応するために特に手厚い支援を要することを評価したものであるため、入所の初期段階でなければ算定できません。よって、入所して月日が経過した利用者に関し、支援区分が更新され新たに加算対象となった時点や、施設が体制を整え新たに重度障害者支援加算を届け出た時点を起算日とすることはできません。

(以下、令和 7 年 1 月 17 日追記)

(延長支援加算と宿泊支援の関係)

問 3 9

施設で宿泊行事を行っているが、その場合は宿泊日の前後において延長支援加算は算定できるか。

(答)

(前提として、生活介護事業所は日中に通所してサービスを提供する施設であり、夜間の支援を想定しておりません。ただし、利用者(家族)の同意のもと、人員体制等を整えイベントの位置づけで支援に支障のない範囲で実施するものまで否定するものではありません。)

当該事業所を利用した後に、引き続き宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の生活介護の提供を受ける場合には算定することはできません。

(休職中のサービス利用)

問 4 0 - 1

厚生労働省「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A V O L . 2 (令和 6 年 3 月 29 日)」問 54 において、「一般就労している障害者が休職し、復職支援として生活介護や自立訓練を利用する場合についても、問 52 の①～③と同様の要件を確認できた場合にのみ、支給決定を行っても差し支えないこととする。」と記載されている。休職に至る前の欠勤期間中においても、休職期間中と同様の考えでよい。

問 4 0 - 2

休職期間中における就労系障害福祉サービスの利用期間については「企業の定める休職期間の終了までの期間(上限 2 年)」とされているが、自立訓練についてはどのように取り扱うべきか。

(答)

問 4 0 - 1 について

休職に至る前の欠勤期間中においても休職期間中と同様に考えて構いません。「休職」していなくても、「欠勤中」であって Q & A 問 52 の①～③の要件を満たすのであれば支給決定は可能である。ただし、「休職」は企業が労働を免除するのに対し、「欠勤」は企業が労働を免除したわけではないことに留意し、企業側から「サービス利用が適当である」と判断する書類を提出させ確認すること。

問 4 0 - 2 について

「企業の定める休職期間の終了までの期間(上限 2 年)」については、就労系障害福祉サービスのみの取扱いとなり、自立訓練には準用しません。

（ 利益供与の禁止 ）

問 4 1

「利益供与の禁止」について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）第 51 条第 1 項及び第 2 項で規定されている「～他の障害福祉サービスを行う者等」の「等」について、以下ケースの場合の考え方如何。

- (1) 障害福祉サービスを提供していない一般企業（医療機関を含む）は、「他の障害福祉サービスを行う者等」に該当するか。（例）障害者支援施設事業者 X が一般企業 Y 社と提携関係を結び、Y 社から利用者の紹介を受けた場合に、X から Y 社に対し紹介料を支払うことは、禁止される利益供与等に該当するか。
- (2) 障害者支援施設を退所する利用者を民間（法外）の復職支援サービス事業者に紹介することは禁止される利益供与等に該当するか。（例）障害者支援施設事業者 X が民間復職支援サービス事業者（復職支援のためのプログラム等を提供している）と提携関係を結び、X から利用者の紹介を受けた場合に、Y から X に対し紹介料を支払うことは、禁止される利益供与等に該当するか。

（答）

(1)の場合、「利益供与」に該当します。利益供与禁止規定の趣旨は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自らがサービス内容や質に基づき利用の可否を判断することを促す目的であり、それを歪めるような誘因行為やあっせん行為を禁止するためのものです。よって、障害福祉サービス事業所に限らず、一般企業であっても利益供与等の禁止規定は該当します。

(2)の場合も該当します。理由は(1)と同様です。

（ 地域連携推進会議と利用者調査 ）

問 4 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）第 24 条の 2 第 2 項の「地域連携推進会議の開催」について、解釈通知に、「地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表する」と記載があるが、「サービスの第三者評価等」には、「利用者調査」も含まれるか。含まれない場合、「利用者調査」は「これに準ずる措置として都道府県知事が定めるもの」として認められるか。

（答）

「利用者調査」は「サービスの第三者評価等」に含まれませんが、「これに準ずる措置として都道府県知事が定めるもの」として「利用者調査」を行っている障害者支援施設は「地域連携推進会議の設置等」に代えることができます。

東京都 福祉局 障害者施策推進部
施設サービス支援課 障害者支援施設担当